

# 第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 概要版

※第2章（平成27年8月実施の本市アンケート調査結果）、第3章（第2次計画の評価）及び第5章（現状と課題）より抜粋

## 計画策定の趣旨

（第1章）

ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため第3次計画を策定。

## 計画の位置づけ

（第1章）

**位置づけ**  
母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成27年厚生労働省告示第417号）」を踏まえた、同法第12条に定める自立促進計画

### 期 間

平成28年度から平成32年度までの5年間

## 現状と課題

### 《現状》

- ひとり親は、子育て・生計などを一人で担うため、よりいっそう子育ての心理的負担が大きく、社会的に孤立しがち
- 悩みとして、子どもの教育・進学（経済的理由）への不安の割合が最も高い
- ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%と極めて深刻（平成24年国民生活基礎調査）

### 《課題》

- 多様化する保育ニーズに対応できる弾力的な保育サービスの推進
- 子育てにかかる相談支援体制の充実
- 子どもの育ちに対する支援

### 《現状》

- ひとり親の8割は就業しているが、不安定な雇用形態「パート・アルバイト」が母子家庭では41.2%、父子家庭では21.2%、年間就労収入「100万円未満」が母子家庭では25.8%、父子家庭では20.0%

### 《課題》

- よりよい就業につなげる技能・資格取得の支援や学び直しの支援
- 職業紹介機関等との連携の強化や就業機会の創出
- ワーク・ライフ・バランスの推進

### 《現状》

- 何らかの形で養育費についての取り決めをしている母子家庭は44.3%であるが、そのうち現在も受け取っている人は半数以下など、養育費の受け取りは不確実
- 現在養育費を受け取っている人の約65%が、現在面会交流を実施

### 《課題》

- 子どもの利益を最も優先する観点から、養育費の確保・面会交流の必要性についての市民意識の啓発の推進
- 関係機関との連携による相談支援体制の充実

### 《現状》

- ひとり親家庭等の年間総収入では「200万円未満」が50%強で、母子家庭では「100万円未満」が21.3%
- 児童扶養手当による収入が家計の支え
- 児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成の制度見直しや拡充への要望が多い

### 《課題》

- 生活の安定と向上や子育てに必要な経済的支援制度の充実
- 経済的支援の諸制度についての積極的な情報提供

### 《現状》

- 母子家庭の9.4%、父子家庭の18.2%、寡婦の4.9%が、困ったときの相談先がないと回答
- ひとり親家庭等の相談支援を行う母子・父子自立支援員等、公的制度の認知度が低く、利用状況が低調

### 《課題》

- 自立支援に向けた総合的・包括的相談支援体制の整備
- 相談体制や支援施策について、積極的な情報提供による周知の徹底
- ひとり親家庭等への偏見や差別の解消

## 基本理念

（第4章）

ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち

## 基本的な視点

（第4章）

- ①相談機能の強化による早期からの継続した支援
- ②ひとり親家庭等の生活の安定と向上
- ③子どもの健やかな育ち
- ④ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

## 施策目標と施策の推進方向

（第5章）

### 1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

#### 《施策の推進方向》

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

#### 《主な取り組み内容》

- ・延長保育、休日保育等の多様な保育サービスの推進
- ・留守家庭児童会室への入室
- ・訪問指導や育児相談など、多様な手段で気軽に相談できる環境の整備
- ・家庭生活支援員の派遣による生活援助や子育て支援
- ・高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもの学び直しの支援

### 2. 就業支援の推進

#### 《施策の推進方向》

- (1) 能力開発のための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

#### 《主な取り組み内容》

- ・就業に向けた資格取得への給付金の支給
- ・高等学校を卒業していないひとり親の学び直しの支援
- ・母子・父子自立支援員による就業相談
- ・商工会議所と連携したひとり親の雇用啓発
- ・生活困窮者等就労準備支援事業

など

### 3. 養育費の確保及び面会交流の支援

#### 《施策の推進方向》

- (1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

#### 《主な取り組み内容》

- ・法律相談の実施
- ・児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- ・面会交流に関する取り決めの支援

など

### 4. 経済的支援の充実

#### 《施策の推進方向》

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

#### 《主な取り組み内容》

- ・児童扶養手当の給付
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ひとり親家庭医療費助成の実施
- ・公共料金の減免の実施
- ・子どもの就学に必要な費用の援助
- ・児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）
- ・広報、市ホームページによる情報提供

など

### 5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

#### 《施策の推進方向》

- (1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実
- (2) 地域における関係機関等との連携の強化
- (3) ひとり親家庭等の人権の尊重

#### 《主な取り組み内容》

- ・リーフレットやインターネット等による情報発信
- ・講座や広報等による啓発活動
- ・母子・父子自立支援員による相談
- ・当事者団体や民生委員・児童委員との連携
- ・ひとり親家庭に対する地域支援ネットワークの構築

など

## 計画の進行管理

（第6章）

計画に基づく施策の実施状況については、枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、確認・評価を行い、公表する。